

日本プロ野球選手会公認選手代理人登録申請用紙

日本プロ野球選手会公認選手代理人規約を遵守することを約した上、以下のとおり、日本プロ野球選手会に対し、選手代理人としての登録を申請いたします。

年 月 日

氏名

印

所属弁護士会名	弁護士会
事務所名	
事務所住所	〒 ー
事務所電話番号	
事務所ファックス番号	
E-MAIL アドレス（使用頻度）	@ (使用頻度 多/少)
携帯電話番号	ー ー
弁護士登録番号（期数）	第 号（新/旧 期）

当会では、選手代理人制度の円滑かつ健全な運用に向けて、以下の各ご質問へのご協力をお願いしております。かかる趣旨をご理解いただき、以下の各質問の YES または NO を○で囲い、関係各所に回答の記述をいただくようお願いいたします（なお、当会において秘密は厳守いたしますが、回答内容に、職務上知り得た秘密が含まれている場合でも、上記の趣旨をご説明いただいた上、当会への開示に関するご承諾をいただければ幸いです）。

(※) 携帯電話番号は緊急の連絡をとる必要がある場合に備え、必ず記載してください。

(※) 上記表の記載事項に変更があった場合には、速やかに選手会事務局まで届け出てください。

1. 具体的に代理を予定している選手はいますか？
(YES / NO)
YES の場合は選手名
()
2. 当会所属選手から法律事務に属する事項の依頼（訴訟等裁判手続、文書作成、法律相談等を含む。以下本書において同じ）を受けたことがありますか。
(YES / NO)
YES の場合は依頼者である選手名
()
3. 外国のプロ野球選手から法律事務に属する事項の依頼を受けたことがありますか。
(YES / NO)
YES の場合は依頼者である選手名
()
4. NPB、NPB のプロ野球球団もしくはそれらと資本関係にある会社または当該球団、会社の監督、コーチ、スカウト等の構成員から、法律事務に属する事項の依頼を受けたことがありますか。
(YES / NO)
YES の場合は依頼者である球団名、会社名、構成員名
()
5. NPB、NPB のプロ野球球団もしくはそれと資本関係にある会社の役員、従業員を務めているか、当該球団、会社もしくは当該球団、会社の監督、コーチ、スカウト等の構成員と顧問関係にあるか、または継続的に法律事務に属する事項の依頼を受ける関係にありますか。
(YES / NO)
YES の場合は関係ある球団名、会社名、構成員名
()
6. あなたが所属する事務所の他の弁護士またはあなたが所属する事務所は、前項に掲げる関係がありますか。
(YES / NO)
YES の場合は関係ある球団名、会社名、構成員名
()
7. NPB のプロ野球球団またはそれと資本関係にある会社の株式を保有していますか。
(YES / NO)
YES の場合は当該球団名
()

8. NPB 以外のプロ野球球団（外国のプロ野球球団、独立リーグの球団を含みます）またはそれと資本関係にある会社または当該球団、会社の監督、コーチ、スカウト等の構成員から、法律事務に属する事項の依頼を受けたことがありますか。

（ YES / NO ）

YES の場合は依頼者である球団名、会社名、構成員名

（ ）

9. NPB 以外のプロ野球球団（外国のプロ野球球団、独立リーグの球団を含みます）またはそれと資本関係にある会社の役員、従業員を務めているか、当該球団、会社または当該球団、会社の監督、コーチ、スカウト等の構成員と顧問関係にあるか、または継続的に法律事務に属する事項の依頼を受ける関係にありますか。

（ YES / NO ）

YES の場合は関係ある球団名、会社名、構成員名

（ ）

10. あなたが所属する事務所の他の弁護士またはあなたが所属する事務所は、前項に掲げる関係がありますか。

（ YES / NO ）

YES の場合は関係ある球団名、会社名、構成員名

（ ）

11. スポーツマネジメントを業務内容に含む日本国内外の会社から法律事務に属する事項の依頼を受けたことがありますか。

（ YES / NO ）

YES の場合は依頼者である会社名

（ ）

12. スポーツマネジメントを業務内容に含む日本国内外の会社の役員、従業員を務めているか、当該会社と顧問関係にあるかまたは当該会社から継続的に法律事務に属する事項の依頼を受ける関係にありますか。

（ YES / NO ）

YES の場合は関係ある会社名

（ ）

13. あなたが所属する事務所の他の弁護士またはあなたが所属する事務所は、前項に掲げる関係がありますか。

（ YES / NO ）

YES の場合は関係ある球団名、会社名、構成員名

（ ）

14. 日本国内外のプロ野球以外のスポーツ選手から法律事務に属する事項の依頼を受けたことがありますか。
(YES / NO)
YESの場合は依頼者である選手名
()
15. 以上に掲げるもの以外の日本国内外のスポーツ関連事業を業務内容に含む会社または団体から法律事務に属する事項の依頼を受けたことがありますか。
(YES / NO)
YESの場合は関係ある会社名
()
16. 前項に掲げる会社または団体の役員、従業員を務めているか、当該会社等と顧問関係にあるかまたは当該会社等から継続的に法律事務に属する事項の依頼を受ける関係にありますか。
(YES / NO)
YESの場合は依頼者である会社名
()
17. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動・政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他反社会的勢力（以下併せて「反社会的勢力」といいます）に属していたり、反社会的勢力と取引関係その他の関係がありますか。
(YES / NO)
18. 所属弁護士会または日弁連から、弁護士法上の戒告、業務停止、退会命令、または除名処分を受けたことはありますか。
(YES / NO)
YESの場合はその内容
()
19. NPBの野球協約や統一契約書等についての知識はお持ちですか。
(YES / NO)
20. NPBの野球協約や統一契約書のコピー等はお持ちですか。
(YES / NO)
21. 今後プロ野球選手に関する代理交渉業務を主な業務としていくご意向はお持ちですか。
(YES / NO)
22. 当会が定めるコンフリクト防止に関する誓約書の内容を確認のうえ、ご同意いただけましたか。
(YES / NO)
23. 当会が定める選手代理人報酬ガイドラインについては内容を確認されましたか。
(YES / NO)

24. プロ野球選手の代理交渉等の依頼を受任するにあたって、依頼者である選手には、どのような方式で報酬請求を行う予定ですか。
- ・ 着手金＋成功報酬方式
（具体的な金額）
 - ・ 時間給方式
（1時間あたりの具体的な金額）
 - ・ 年俸の一定額を基準にその一定割合を報酬とする方式
（具体的な金額割合（%））
 - ・ その他
（）
25. 通常の弁護士業務における主な取扱分野、依頼者の業種は何ですか。
（）
26. 通常の弁護士業務における報酬の請求方式は以下のいずれを採用されていますか。
- ・ 着手金＋成功報酬方式
 - ・ 時間給方式
（1時間あたりの具体的な金額）
 - ・ その他
（）
27. **（プロ野球以外のスポーツ選手の代理交渉業務を受任されたことがある方へ）**
その際の報酬請求方式は以下のいずれを採用されていますか。
- ・ 着手金＋成功報酬方式
（具体的な金額）
 - ・ 時間給方式
（1時間あたりの具体的な金額）
 - ・ 年俸の一定額を基準にその一定割合を報酬とする方式
（具体的な金額割合（%））
 - ・ その他
（）

コンフリクト防止に関する誓約書

私は、選手らの利益を守り、代理人制度の信頼と代理人の職務の公正を確保するため、下記の事項を遵守履行することをここに誓います。なお、本誓約書中の用語の意義は、本誓約書で特別の定めのない限り、選手会公認選手代理人規約の定めに従います。

記

1. 私は、次の①または②に定める事情がある場合、球団等（以下で定義します）との選手契約交渉その他選手らと球団等との間における権利関係に関する交渉（以下「選手契約交渉等」といいます）を選手らから受任するまでに、当該選手らに対し、当該事情を開示致します。
 - ① 私が所属する法律事務所の弁護士が、NPB、NPB 会員球団、NPB の会員球団以外のプロ野球球団（外国のプロ野球球団、独立リーグの球団を含みます）、それらと資本関係にある会社（以下これらを総称して「球団等」といいます）もしくは球団等の監督、コーチ、スカウト等の構成員（以下「球団等の構成員」といいます）と顧問関係、継続的に法律事務に属する事項の依頼を受ける関係を有していること、または球団等の役員、従業員を務めている関係（以下これら関係を総称して「顧問関係等」といいます）を有していること
 - ② 私が所属する法律事務所が、球団等または球団等の構成員と顧問関係等を有していること
2. 私は、前項①または②に該当する場合、選手契約交渉等を選手らから受任するまでに、当該選手らについて FA 資格（NPB のフリーエージェント規約で定義するものをいいます。以下同じ）取得その他の事由により他球団への移籍の可能性が生じた場合、またはトレードその他の事由により他球団へ移籍した場合等に、当該時点で利害の対立等を理由に私が当該選手らの代理人を辞任する可能性があることその他の選手らに不利益を及ぼすおそれのある事項を、当該選手らに対し、説明致します。
3. 私は、選手契約交渉等の受任中に第 1 項①または②に定める事情が生じた場合、速やかにその旨を選手会に通知するとともに、当該選手らに当該事情を開示し、前項に定める事項を説明致します。
4. 私は、当該選手らについて FA 資格取得その他の事由により他球団への移籍の可能性が生じた場合、またはトレードその他の事由により他球団へ移籍した場合等は、私が所属する法律事務所または同事務所に所属する弁護士が顧問関係等を有している球団等または球団等の構成員と、当該選手らの間で利害の対立の可能性が生じたものとして、速やかにその旨を選手会に通知するとともに、選手らに対し、その事情を告げて、辞任その他の選手会が同意する事案に応じた適切な措置をとります。

日本プロ野球選手会 御中

年 月 日

事務所住所

氏 名

印